

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成29年3月29日
【会社名】	ニッポン高度紙工業株式会社
【英訳名】	NIPPON KODOSHI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山岡 俊則
【本店の所在の場所】	高知県高知市春野町弘岡上648番地
【電話番号】	(088) 894 - 2321
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 近森 俊二
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市春野町弘岡上648番地
【電話番号】	(088) 894 - 2321
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 近森 俊二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日

平成29年3月29日（取締役会決議日）

2. 当該事象の内容

(1) 関係会社株式の減損処理（個別決算）による特別損失の計上

当社は、平成28年1月に連結子会社化したフィリピンのパルプ製造会社Albay Agro-Industrial Development Corporation（以下、ALD社という）の業績が、買収時には想定されなかった原麻価格の上昇等により経営環境が著しく変化し、当初策定した計画を下回ったことから、今後の計画を見直しました。その結果、金融商品に関する会計基準第21項および同実務指針第92項にもとづき、当社が保有する同社株式について減損処理をおこない、関係会社株式評価損（特別損失）として概算額1,000百万円を、平成29年3月期の個別決算において計上する見込みとなりました。

なお、同社は、昨年12月の台風被害にともなう損害額等の金額が現時点で未確定となっておりますので、本件の特別損失は、概算の金額となっております。

(2) のれん償却額（連結決算）による特別損失の計上

個別決算において、上記の関係会社株式評価損を計上することにもない、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項の規定にもとづき、のれん償却額（特別損失）として概算額500百万円を、平成29年3月期の連結決算において計上する見込みとなりました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成29年3月期において、下記のとおり関係会社株式評価損及びのれん償却額をそれぞれ特別損失として計上する見込みであります。

個別

関係会社株式評価損 概算額1,000百万円

連結

のれん償却額 概算額 500百万円

以 上